

第 49 回ズーム三水会報告

日時：2025年7月16日（水）16時～18時

テーマ：日本は主権国家なのか？ 日米安保条約・日米防衛協力の指針について

講師：今尾和美氏

司会：富沢賢治氏

参加者（敬称略） 今尾和美 富沢賢治 中村範子 岩垂弘

丸山茂樹 野口幹夫 小関栄 波治裕実

会の内容：添付資料の「日本は主権国家なのか？」にそって解説された。

質疑討議：

詳細は会の録画を参照されたい。

録画資料：前半 <https://youtu.be/lTeebbEUOsU>

後半 <https://youtu.be/jp3mfT1J8Oo>

資料： 次ページ PDF

三水会 7 月例会 報告

日本は主権国家なのか？

日米安保条約・日米防衛協力の指針について

(2025 年 7 月 担当今尾和實)

私の問題意識

近年（半世紀の間）、自由貿易・経済のグローバル化で日本農業が危機的状況になっている。そして私はそのことと「日本の失われた 30 年問題・日本経済凋落」の原因がつながっていると思うようになってきました。一昨年夏知人に白井聡の「永続敗戦論」（2016,11 月；講談社 α 文庫）を勧められ関連する「敗戦後論」（加藤典洋,1997）などを読み、戦後の日米の政治過程にも大きな要因が働いていると考えようになりました。また、日本の敗戦時の対応や戦後史のことを考えなければいけないと思うようになってきました。この点についてはまだまだ不勉強です。

国際政治や国際条約問題に疎い報告者なので、頼るべきは書籍しかありません。今回矢部宏治氏（出版業を営む作家）の「知ってはいけない 1, 2」（講談社現代新書；2017,2018）及び春名幹男氏（ジャーナリスト元共同通信社）「仮面の日米同盟」という本にほぼ頼りながら報告をまとめました。書物に書いてあることが 100%正しい真実かどうかという問題がありますが、別添資料は読みにくいものの英文の写真版や米国の公開資料にもあたるなど、著者が過去 10 年間、識者との共同研究・調査で集めたものと思われます。これらの問題あるいは戦後史に詳しい知見を持たれる三水会の先輩方にご教示いただければ幸いと考えます。

項目

1. 新旧安保条約の運用と問題点（矢部宏治；知ってはいけない①②）

別添資料 0001～0006（本文とともに参照）

2. 日米同盟の変化（春名幹男；仮面の日米同盟）
3. 原子力潜水艦寄港問題 密約の表面化と日本外交の喪失
4. 2015 安全保障法制と集団的自衛権について
5. 補足
6. 全体所感

1. 新・旧安保条約及びその運用と問題点

報告その1(2025 年 7 月 16 日報告)

主に「知ってはいけない1, 2」矢部宏治著講談社 現代新書を中心にまとめた

旧安保条約(1951,9)について

(旧安保は占領体制の米国の特権がそのまま維持された)

1. 全土基地方式の基地使用权

条約で認めているのは「基地を置く権利」ではなく、配備する権利となっている。(かつてアメリカの植民地であったフィリピンでも 23 か所限定で基地を指定していた。安保条約では基地の所在の指定が無く、その運用が日米合同委員会に委ねられて、運用幅が拡大していったことから著者矢部は「配備する権利＝全土基地方式」という)。配備を規律する条件は、両政府間の「行政協定」で決定する。(旧条約第3条)行政協定では第2条で「日米合同委員会」に委ねている。基地の使用に関する協議は日米合同委員会で積み重ねられたが、公開されていない不明部分が多い。在日米軍の基地使用実態に関する大使館公使からアイゼンハワー大統領に報告された内容を紹介(1957,2)、これによれば合同委員会で運用が拡大されていったことが伺える。アメリカが占領時に持っていた軍事活動を行う権限と権利を大幅に保護すなわち

- ① 安保条約の下では、日本政府とのいかなる相談もなく米軍を使うことが出来る
- ② 行政協定の下では、新しい基地についての条件を決める権利も、現存基地を保持し続ける権利も、米軍の判断にゆだねられている
- ③ アメリカの諜報機関の要員が、何の妨げもなく日本中で活動している
- ④ 米軍の部隊や装備、家族などには地方との取り決めも、事前連絡もなしに、日本国内に自由に出入りできる
- ⑥ 全てが米軍の決定によって、日本国内で大規模な演習や射撃訓練が行われ、重要な軍事活動が日常的に行われている

注)安保条約→行政協定→日米合同委員会(公表義務なし)と下位条文に委任 旧安保第3条「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその付近における配備を規律する条件は、両国政府の行政協定で決定する」 1951,2 締結行政協定第 3 条「合衆国は施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛または管理のための必要なまたは適当な権利、権力、および機能を有する(隣接する土地、領水、及び空間も同様としている)。本条で許与される権利、権力、機能の行使にあたっては必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない」

2. 米軍関係者の裁判権

旧安保条約締結当初、行政協定第 17 条 2 項は「米軍関係者の犯罪の裁判権は、すべて米軍が持つ」という内容になっていた。しかし、占領下の規定のままではまずいので、NATO 地位協定の発効を待って修正することとしていた。1953 年 8 月 NATO 地位協定発効に準じて見直し、「公務中の犯罪は米軍が、公務外の犯罪は日本側が裁判権を持つ」と改定。しかし次の二つの密約が同 10 月に「合同委員会」で交わされ、占領時の状態と変わらなくなった。

①裁判権放棄密約 日本側はいちじるしく重要な案件以外は、裁判権を行使しない。

②身柄引き渡し密約 「米軍関係者による犯罪が公務中かどうかわからないときは容疑者の身柄を米軍に引き渡す」

ポツダム宣言では、12 条で占領軍は日本が平和的かつ責任ある政府が樹立すれば「速やかに駐留を撤退する」としていた。しかしサンフランシスコ講和条約直後同日午後に結ばれた安保条約前文で「日本国は武装解除しているので、防衛のための暫定措置として、アメリカ軍の国内とその周辺に維持することを希望し、米国は日本が自国の防衛のために、漸増的に責任を負うことを期待する」とした。

(著者は講和条約＝ポツダム 12 条と相反する安保条約としている)

戦争放棄の日本国憲法とこれに反する恐れのある安保条約(占領時の米軍駐留継続と米軍への軍事支援継続に関する吉田首相とアチソン国務長官の交換条文含む)は、朝鮮戦争の協力体制継続の必要性から結ばれた。

安保条約第 1 条 平和条約(サンフランシスコ条約)の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸、空及び海軍を日本国内およびその付近に配備する権利を、日本国は許与し、アメリカはこれを受諾する。この軍隊は極東における平和と安全に寄与し、並びに外部の国による教唆または干渉によって引き起こされた日本国における大規模の内乱および騒擾を鎮圧するため日本政府の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することが出来る。

〈吉田—アチソン国務長官交換条文〉

当初の日米交渉の段階で、アメリカ側から提案された内容は「(平和条約と安保条約が発効したときに)もしも、まだ国連が朝鮮で軍事行動を続けている場合は、日本は、国連が朝鮮の国連軍を以前と同じ方法で、日本を通じて支援することを認める。(1951 年 2 月)」というもので、これと同じ内容の条文が秘密裏に交わされた。サンフランシスコのオペラハウスで平和条約が結ばれた同日の午後 5 時から郊外の米軍基地内で、吉田首相が一人の署名によって「安保条約」と「交換公文」の二つの取り決めを結んだ。国連軍の実態は米軍そのものである。(なお、吉田アチソン交換公文は掲載されておらず、確認できないが、1960 年 1, 19 岸—ハーター交換公文のなかで「吉田—アチソン交換公文は、日本国における国

連の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する」と言及されており、存在は明白)

ポツダム 12 条を踏まえれば、日本の主権国家としての独立後、速やかに占領軍は撤退義務を履行しなければならない。これと「平和」憲法に反する恐れのある安保条約や朝鮮戦争への日本の警察予備隊の協力(吉田—アチソン交換公文)は国際会議からは、切り離して結ぶ必要があった。(もちろん講和会議に出席していない中国、ソビエトからは反対される可能性が高いと思われる)。

〈マッカーサーの悩みとダレス国務省顧問の知恵〉

また、マッカーサーも占領軍としての権限がポツダム宣言を根拠としていたため、「占領の目的達成後は撤退しなければならない。日本に基地を置き続け、朝鮮戦争を継続する合理的論拠」に悩んでいた。これに対しダレスが「国連憲章第 43 条と 106 条を使ってクリアする」というアイデアを出した。(アチソン国務長官のもとダレス顧問、のち国務長官)国連憲章 43 条は、結局は実現しなかった「正規の国連軍」についての条文で、そこではすべての国連加盟国が、国連安保理とそれぞれ独自の「特別協定」を結んで、国連軍に兵力や基地を提供し、国際紛争を解決するための協力を行う義務を定めた。一方、106 条は国連軍が実際に出来るまでの間、安保理の常任理事国は、必要な軍事行動を国連に代わって行ってよいという「暫定条項」である。これを使って「日本は国連軍が出来るまでの間、アメリカ軍に基地を提供することが出来る」こととした。特別協定に代わるものが安保条約である。講和条約と安保条約をセット解決したのがダレスの発案であった。

ダレスの法的トリック

国連憲章第 43 条

国連加盟国が国連安保理と特別協定を結んで国連軍に基地や兵力を提供する

国連憲章 106 条による読み替え

日本が常任理事国アメリカと安保条約を結んで米軍に基地や兵力を提供

106条は「国連軍が出来るまでの間は安保理の常任理事国である5大国は、必要な軍事行動を国連に代わって行える」というもの

〈指揮権密約〉

1952,7 吉田首相と米軍指令官マーク・クラーク大将の口頭密約(吉田首相+岡崎外務大臣、米軍司令官と駐日大使)同じ内容が 1954、2 にも吉田—ジョン・ハル司令官で交わされた。

司令官「戦争になったら、日本の軍隊(当時警察予備隊)は米軍の指揮下に入って戦うことを、はっきり了承してほしい」

吉田「有事の際の単一司令官は不可欠であり、その司令官は合衆国によって任命されるべきであることに同意した。この合意は国民に与える政治的衝撃を考えると、当分の間秘密にされるべきである」との考えを示し、吉田と私(司令官)は同意したとの報告が本国統合参謀本部に送られた。(別添①参照)

旧安保条約本文から読み取れる問題点

1. 日本に基地を置き、それを独占的に使用する権利
2. 日本に兵士を置き、軍事演習を行う権利
3. 米軍の部隊が日本を通過する権利
4. 米軍配備を規律する条件は両政府間の行政上の協定で決める
(administrative agreement に固有名詞の The が付いていない以上 The 行政協定のみでなく+国会の関与しない「日米合同委員会」合意の事項すなわち行政上の合意事項が含まれるが外務省の日本語訳は、行政協定としている)

旧安保条約(要約)

第1条 前掲 略

第2条 日本国は合衆国の合意なくして、基地における権利、権力もしくは権能、駐兵もしくは演習の権利、または陸、空もしくは海軍の通過の権利を第3国に許与しない。

第3条 合衆国軍隊の日本国内及びその周辺における配備を規律する条件は両政府間の行政協定で決定する。

新安保条約の密約

新安保条約は「事前協議を含む対等な条約」が岸首相の大義名分であったが、スタートから「討議の記録」という密約を含んでいた。交渉当事者のトップであった藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使の間で「討議の記録」が交わされた。その内容は第1項と第2項 a,b,c,d(別添②参照)からなるものであるが、第1項は安保条約条項に引き続く「岸—ハーター交換公文」=事前協議制に組み込まれ、第2項は公表されない密約となった。(討議の記録の存在を知らしめた最初は後掲のライシャワー大使—大平外相会談と1966米政府機密解禁文書である)

第1項は「米軍の日本国内における①配置上の重要な変更②装備上の重要な変更③(日本が攻撃された以外の)他国への軍事攻撃については日本政府との事前協議(prior consultation)の対象とする」というものである。=交換公文

第2項 a は「装備における重要な変更とは、中・長距離ミサイルやそのための基地の建設を含む核兵器の持ち込み(イントロダクション)を意味する。例えば核を搭載しない短距離ミサイルなど非核兵器の持ち込みを意味しない」

(この条項を日本側は核兵器を積んだ艦船や航空機の一時的侵入も事前協議の対象と理解解釈し、対応して来た)

発端は 1963 年国会で「米国艦船核兵器持ち込み疑惑」への池田首相の答弁「核弾頭を持った潜水艦は、私は日本に寄港を認めない」発言に 後掲の通りライシャワー大使から大平外相に「討議の記録」を提示される)

第2項 b 「他国への軍事攻撃(ミリタリーコンバットオペレーション)とは、日本国内から直接開始(イニシエイト)される国外への攻撃を意味する」国外基地を経由すれば事前協議の対象でない、条約締結当時復帰前の沖縄からの出撃は事前協議の対象でない。

第2項C 「『事前協議』とは米軍の重要な配置の変更以外、部隊と装備の日本への配置や米軍機の飛来、米国艦船の日本領海や港湾への進入についての現行の手続きに影響を与えない」

第 2 項d 「米軍部隊とその装備の日本国外への移動については事前協議の対象にならない」

つまり、a とcから、核兵器の地上配備だけを例外としてすべての米軍の特権は旧安保時代と変わらない。bとdを使えば米軍が日本国内の基地から国境を越えて他国を攻撃する権利を認めることになっている。

この第 2 項は二つの密約文書の 1 つ目は「基地権密約」文書として新しい第 1 回日米合同委員会の議事録に入れられる。内容は、旧安保時代に米軍が手にしていた「基地権」は安保改定後も引き継がれるというもの。(別添③参照)

二つ目は「朝鮮戦争・自由出撃密約」が第 1 回日米安保協議委員会(新安保後に設置された閣僚クラス協議会で現在は 2 + 2 の協議会)の議事録に組み込まれた模様(別添④参照)これらについては9月8日の第 1 回日米安保協議委員会の場で、藤山外務大臣が文面をよみあげる予定であったが、1960, 7, 15 内閣総辞職したため、藤山欠席。実際は 6, 23 日安保条約批准書交換式と同日、安保協議委員会準備会合を持たせた形でサインを先に済ませことに事後創作した可能性が高い。(春名幹男;フォード大統領図書館調査と外務省 HP「密約問題に関する有識者報告書」)

なお、第 3 国への出撃については 2003 年に米国に敗戦を喫したイラクでも、2008 年「イラク・アメリカ地位協定」では米国提案草案を 110 か所も訂正、「イラクに駐留する米軍が国境を越えて周辺国を攻撃することを禁じる」としている。

日米合同委員会等で合意された事項を踏まえた裏マニュアル

① 最高裁の部外秘資料「日米行政協定に伴う民事及刑事特別法関係資料」'52 年(具体的説明は「本書」にはないが軍人の身柄引き渡し密約などと思われる)

② 検察の実務資料「合衆国軍隊構成員に対する刑事裁判実務資料」‘72 年米軍関係者の犯罪について「起訴または起訴猶予の処分をする場合には、原則として法務大臣の指揮をうけることとする」

③ 外務省「日米地位協定の考え方」‘73 年

地位協定第 5 条 1 項「米国の管理の下で運行される船舶や航空機は、入港料や着陸料を課されないで日本国の港または飛行場に入出入りすることが出来る」

マニュアル「米国の航空機や船は、いつでも日本の港や飛行場に自由に出入国できる条約上の権利を持っている」

日米合同委員会については(別添⑤参照) 日本側メンバーはすべて官僚、米国は大使館 NO2 の公使一人以外すべて軍人で、沖縄返還交渉時担当したスナイダー主席公使は、「きわめて異常なものです」と駐日大使に報告 オバマ政権時のラスク長官も同様の感想を述べていたとのこと。日本側のメンバーには法務省の官房長が含まれ、法務省のこのポストはかなりの確率で検事総長に就任しており、日本の法的権力構造のトップには、日米合同委員会が位置していると矢部は見ている。

砂川裁判に見る憲法と安保条約(著者は「検証・法治国家の崩壊」(後掲)をもとに整理している模様)

1959, 3, 30 東京立川にあった米軍基地の拡張工事をめぐる裁判で、東京地裁の伊達秋雄裁判長が「在日米軍の駐留は、日本は軍事力を持たないとする憲法 9 条第 2 項に違反している」という判決を下した。安保改定交渉の真ただ中での判決で、判決の翌日午前 8 時にマッカーサー駐日大使は藤山外務大臣に「日本政府が迅速な行動をとり、地裁判決を覆すよう」要望、「高裁を飛ばして最高裁に上告する」よう示唆(別添⑥コピー) 9 時の閣議で藤山外務大臣が提案協議・了承。その後駐日大使と田中耕太郎最高裁長官が何回も接触、

田中長官は

- ① 予想判決日の漏洩(大使館発 国務長官あて公電 4.24「田中長官は『本件には優先的に審議する権利が与えられているが、少なくとも数か月要する』と語った」)
- ② 予想判決日と判決内容の漏洩(大使館発 11, 5 国務長官あて公電、「『最高裁が来年の初めまでには判決を出したい。裁判官全員が現実的な基盤に立って事件に取り組む』と田中長官は述べた。下級審の判決は覆されるだろうと考えている印象であった。」としている)(いずれも米国解禁秘密文書による)

これらの情報漏洩の事実が判明しても今日に至るまで、最高裁は黙殺するだけで、何の声明も出していない。

判決は 15 人の裁判官一致で「原判決を棄却する。原判決を東京地裁に差し戻す」「日米安保条約は我が国の存立の基盤に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有するものだ。違憲・合憲の法的判断は、司法裁判所の審査には原則として馴染まない。司法審査権の範囲外のものである」

この結果について著者(矢部)は次のように言っている。「この判決により、安保条約は日本国憲法より上位にあることが、事実上確定してしまった。法治国家崩壊状態にあり、政府が腹をくくれば、なんでもできることになった。事実、福島原発事故の翌年、突如原子力規制法が改正され、『原子力利用の安全性確保については、わが国の安全保障に資することを行うものとする』(第 2 条 2 項)という条文が加わり、原発の安全性に関する問題は法的コントロールの枠外に移行された」とみている。

沖縄返還時の「核持ち込み」密約

若泉敬(沖縄返還時交渉を担当)がキッシンジャーから渡された「密約」の原案
1969,9,30(若泉敬の遺書について本年 5 月末報道別添⑦参照)

返還後の核作戦を支援するための沖縄の使用に関する最小限の必要事項

1. 緊急事態に際し、事前通告をもって核兵器を再び持ち込むこと、および通過させる権利
2. 現存する下記の核貯蔵地をいつでも使用できる状態に維持し、かつ緊急事態に際しては活用すること

嘉手納、辺野古、那覇空軍基地、那覇空軍施設

この内容を「共同声明についての合意議事録」として書き直し、1969, 11, 19 の首脳会談の席上、大統領執務室に接した小部屋でニクソン大統領—佐藤首相のフルネームでサインした。(若泉著「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス」)

このことに関して春名幹雄は文芸春秋 2008 年 7 月号「日米密約 岸・佐藤の裏切り」の中で次のように述べている。

「驚くべきことに、佐藤首相は密約を総理大臣の個人的責任で窮地を凌ぐための腹芸で交わすものと認識していた。そのために外務大臣にも伝えていなかった。後継首相にも引き継いでいない。安保改定時に密約を結んだ岸首相も同様。密約は個人と個人が交わすものと捉えていた。アメリカは大統領の個人的判断ではなく、あくまで組織的にとらえ、政府対政府が取り交わすものであり、政権が代わっても引き継がれると考えている」(日本外交の失敗・敗退の原因である)。

(参考) 旧安保条約+行政協定 24 条=新安保条約である。

旧安保条約は占領軍の権利を大幅に認めていた。新安保条約は相互性を持ち事前協議を保証するなどの改定がされた体裁をとっているが、「討議の記録」が密約と化し、実質的に旧安保条約の権利は引き継がれた。

	旧安保条約	新安保条約
基地権	1 条「米国は軍を日本及びその周辺に配備する権利を日本は許与(この軍隊は極東における国際平和と安全に寄与、日本国の安全に寄与)」 2 条「日本は米国の同意なしに、基地に関する権利及び軍の通過の権利を他国に与えてはならない」 3 条「米軍を日本とその周辺に配備する条件は行政上の協定で決定する」	6 条「米国は米軍が、日本において基地と区域を使用することを許される。基地や区域の使用と、駐留する米軍の法的権利は行政協定に代わる日米地位協定と合意される他の取り決めによって決定する」 基地権密約「安保改定以前に許可されていた基地に関する権利(ベースライト=基地の絶対的使用権、管理権とアクセス権は変わらずに維持される)」
指揮権	行政協定 24 条「日本の区域内で戦争の危険が生じたときは、日米両政府は日本区域の防衛のため必要な協同措置をとり、安保条約第 1 条の目的を遂行するため、直ちに協議 指揮権密約「戦時には日米両政府協議ののち、日本軍は米軍の指揮下で戦う」	4 条「日米はこの条約に実施に関し、随時協議する。極東において軍事的脅威が生じたときは、一方の要請により協議」 5 条「日本の施政下にある地域への武力攻撃が、自国の平和と安全を危うくするものと認め、それぞれ自国の憲法の規定・手続きに従って共通の危険に対処するよう行動する」 指揮権密約 同左

参考文献・資料 「知ってはいけない 隠された日本支配の構造」(矢部宏治) 講談社現代新書

「知ってはいけない2 日本の主権はこうして失われた」 同上

「検証・法治国家崩壊 砂川裁判と日米密約交渉」(吉田敏浩、新原昭治、末浪靖司)創元社

「日米地位協定入門」(前泊博盛)創元社

「密約問題に関する有識者委員会報告書」2010 年 3 月 9 日北岡伸一座長他(春名幹男含む)

2. 日米同盟の変化(春名幹男「仮面の日米同盟」2015 文春新書より)

報告その 2(2025 年 7 月 16 日報告)

日米防衛協力の指針(ガイドライン)の変遷 (安保条約による日米安全保障協議)

① 1978 年第 1 次ガイドライン 背景 米ソ冷戦次代ソ連の軍事力がピーク

日本に対する武力攻撃がなされた場合には「日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力を待って、これを排除する」とし、続いて陸上作戦、海上作戦、航空作戦それぞれについて「共同して実施する」としており、日米の共同取り組みが明記

② 1997 年第 2 次ガイドライン 背景 朝鮮半島有事を想定

③ 2015 年第 3 次ガイドライン 背景 中国の軍備拡張・南沙諸島・尖閣諸島への動きおよび朝鮮の核実験とミサイル開発 安倍政権の集団的自衛権行使を反映し、日本側から再改定を提案して決まる。

「日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する」と基本的考えが「主体が日本、米国は協力」と第 2 次ガイドライン以降一変した。2015 年はともかく、1997 からの変化は「指揮権密約」という矢部宏治説と一見異なるように見える。朝鮮半島の有事であれば米軍の指揮権の下で自衛隊が協力するというのが「矢部宏治」説 ここではガイドラインの違いを明確にするため、春日著書の 2015 ガイドライン説明に依拠(春名説では 1997 第 2 次から変わったとするが、1997 の説明はない)

日本に対する武力攻撃が発生した場合「日本は、日本の国民及び領域の防衛を主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。(中略)米国は日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し、補完する」続いて「ア、空域を防衛するため、イ、弾道ミサイル攻撃に対処するため、ウ、海域を防衛するため、エ、陸上攻撃に対処するための作戦とオ、領域横断的な作戦」が記述されている。このうちアからエまでいづれも「自衛隊と米軍が共同作戦を実施する」としながら日本を防衛する作戦は、自衛隊が「主体的に実施する」とし、米軍は「自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する」にとどまっている。ただし、オの領域横断的な作戦だけは「米軍は、自衛隊を支援しおよび補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる」としている。日本語版でも防衛主体(責務)は自衛隊であって、米軍の任務は支援、補完というサブである。

英文を検証すると次ページ表のとおり、日本の作為的翻訳で米軍関与の印象を強めていることがわかる。矢部宏治「知ってはいけない」講談社現代新書によれば、日米安保条約で日本の米軍支配が、「日本国土の基地使用权」「米軍による自衛隊の指揮権」(いづれも密約)「米軍の日本国内における治外法権」が整理されている。春日説の日本有事の際の

米軍の関与の弱まりと平仄が一致しないという違和感を持つ。矢部流に解釈しなおせば、「米軍は指揮権だけを保持しながら、戦時の現場において自衛隊に戦わせる」ということになるが～（なお、1次～3次ガイドライン策定について矢部は「米軍の指揮権」の深化という考えでとらえている。春名流に言いなおせば安倍安全保障法制は日本の一方的従属の深化といえるのではないか）

春名が問題にしていることは、安倍政権の「集団的自衛権」の根拠説明で「血の同名で、アメリカが日本の防衛をする以上、日本も双務的に義務を果たす」とし、あたかも米軍の関与が強まるという幻想を日本国民に与えていることである。実態はアメリカがその関与を弱めようとしているということを米国政府の公開資料を基に説明している。

日本語訳	英文	問題点
自衛隊及び米軍は(前記ア～エ)を防衛するため協同作戦を実施する～	The SDF and US-AF will conduct bilatreral operations to defend--	協同作戦は joint operations である。英文では2国(それぞれ)のとなる。
自衛隊は、日本を防衛するため、作戦を主体的に実施する	The SDF will have <u>primary responsibility</u> for conducting operations	「主たる責任」「第1次的な責任」とすべき、自衛隊の役割が英文よりもぼかされている。
米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施	The US- will conduct operations to support and supplement The SDF	英文は complement より軽い。補完するという訳は強すぎる。Supplement の本来の意味は「補足・追加」である。
(領域横断的な作戦で)米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することが出来る	(Cross-domain operation)The US-AF may conduct operations involving the use of strike power	「できる」と訳しているが、can でなく、may となっている。

(注 SDFは自衛隊The Self-Defence Forces, US-AFは米軍The United States Armed Force)

3. 原子力潜水艦寄港問題 密約の表面化と日本外交の喪失

報告その2続き

2025 年 6 月作成

原子力潜水艦寄港による密約の表面化

1963 年米国原子力潜水艦の日本への寄港が国会で取り上げられ、池田首相が野党からの質問に対し、「核弾頭をもった潜水艦は、私は日本に寄港を認めない」と答弁、安保条約の事前協議制を踏まえた発言と思われるが、ライシャワー大使が大平外務大臣に対し、密約内容を踏まえた内容で説明「日本の陸上の基地などに常時配備する」以外は事前協議の対象にならないと説明。大平は「艦船上の核には当てはまらないことを確認、今後はそうする」と答えたものの、次の佐藤政権には伝わっていなかった。(1964 年佐藤首相にライシャワーは再確認、佐藤は何も反論せず、外務省のその時の記録も無い)

外務省の密約保存と文書改ざんについて

60 年安保条約の「討議の記録」密約発覚後日本政府と外務省はどのようにこれを整理して、公式に言ってきたのか？

「核兵器を積んだ艦船の寄港は事前協議の対象であり、日本に無断で寄港することはない。したがってこれまで一度も寄港したことはない」という解釈を変えず、国会でも嘘の答弁を続けている。アメリカの核戦略の基本は 1958 年以降、核兵器があるかないかを「肯定も否定もしない」(Neither confirm nor deny)=NCND 政策にしており、国務長官すらわからないと言っている。日本政府・外務省の「事前協議が無いので寄港していない」という一貫した立場は変わっていない。

1963 年 4 月 13 付外務省極秘文書は複数の手のもので書かれ、寄せ集めの文書となっており、矢部は改ざん文書とみている。その内容はつぎのとおり(知ってはいけない② p35~38)

「ライシャワー大使より大平大臣に対し、事前協議に関する岸~ハーター交換公文に関する不公表文書において、『合衆国軍隊の装備における重要な変更とは、中距離及び長距離ミサイル及びかかる兵器の基地建設を含め、核兵器の日本への持ち込み(introduction)を意味し、核弾頭を装備していない短距離ミサイルを含む非核兵器は含まぬものである』とされているところ、この持ち込みとは、核兵器の日本への placement を意味するものであり、核兵器を搭載した艦船・航空機が一時的に立ち寄ることは日本への持ち込みには当たらないとの意向が示された。

その後 当省において従来に対米交渉記録等を調べた結果、核兵器の持ち込みに関する事前協議の合意は、昭和 35 年 1・6 付け record of discussion(内容不明)以外にはなく、Introduction 自体の意味についての別段の合意もない。

- イ) 安保国会以来、現在までの国会審議における政府側の答弁を検討したが、「核弾頭の持ち込み」はいかなる場合にも、どんな短い期間でも事前協議の対象となる」旨の立場で一貫されている。
- ロ) Introduction の文言についてみても辞書によれば之は placement 以前の段階を意味することが確認されるので、「ラ」大使の発言には然るべき機会に上述のラインでコメントされては如何かと思われる。

村田良平元外務事務次官 証言 1960 年の安保改定交渉時、核兵器を搭載する米国艦船や米軍機の日本への立ち寄りと領海通過には、事前協議は必要ないとの密約が日米間にあった。私が外務次官に任命された後、前任者から引き継いだように記憶している。一枚紙に手書きの日本語でその趣旨が書かれていた。お仕える外務大臣に報告申し上げるようということだった。外部に漏れては困る話ということだった。紙は次官室のファイルに入れ、次官をやめる際に後任に引き継いだ。

また、1968 年原子力空母エンタープライズ佐世保港入港当時 1 月 27 日核問題に終止符を打つべく東郷メモと言われるものが作成され、「北米局長室に金庫」があって、保管されていた。このメモは上記の改ざん外務省極秘文書をも含めて当時の 局長が整理したものと思われる(知ってはいけない②の p273~274 に前文掲掲載)。

写真版では 1 ページのみ「知ってはいけない②」の 55 ページに掲載されている。筆者は 1963 年の次官引継ぎ文書が 68 東郷メモに一元化されたのかどうか言及していないが、外務省内部では東郷メモができて '63 年の次官引継ぎメモはその役割を譲った可能性があると思われる。メモの欄外には東郷北米局長による三木大臣閱讀済み(1968)の書き込みで始まり、有馬北米局長による三塚大臣へ口頭にて説明済み(1989)で終わっている。

東郷メモは「核持ち込みの事前協議」について、ライシャワー大使の発言に対する曖昧な態度を貫いて、「艦船・航空機の一時的立ち寄りについて安保改定交渉時に特に議論した記録も記憶もない」とし、結論として「本件は日米双方にとりそれぞれ政治的軍事的に動きのつかない問題である。(中略)さしあたり、現在の立場を続けるのほかなしと思われる」として、国会における政府答弁「事前協議は一時的立ち寄りを含む一切の持ち込みに及ぶ」を継続させた。その後非自民党政権の誕生、アメリカの核戦略の変更(即ちブッシュ・イニシアティブ = 1992 以降核兵器の艦船への配備を原子力潜水艦に搭載するミサイル以外は中止、ただし、米軍が必要としたときは日本国内に核兵器を持ち込める体制は維持)もあり、こうした慣例は姿を消したようである。

1974 年 ラロック退役米海軍少将;「核搭載可能な米艦船には必ず核を積み、日本など外国の港に入港する際は核兵器を下すことはない」と米国議会で証言 外務省では「核搭載艦船」の寄港を事前協議の対象から外し、大平大臣(外務—大蔵)など「暗黙の了解」からの脱却を図ろうとしたが、「国民の核」に対する感情、政局不安定(1974、12 田中内閣総辞職、1975、3 三木首相就任直後)などで改められなかった。なお、先に見た通り、す

でに米国は艦船などに核を搭載しているか、いないかということは一切触れないという方針に変換、したがって事前協議が可能な状況ではなくなっていた。

1981年5月ライシャワー元駐日大使が毎日新聞インタビューで「核搭載艦船の寄港は核の持ち込みには当たらず、事前協議の対象外であるというのが米政府の理解である」と発言

これを受け、国民の多くは非核3原則の核を持ち込ませないという政府の方針説明を70～80%が信じないという読売新聞、朝日新聞のアンケート結果

1991年、米ソ冷戦の終わりを受けて、ブッシュ政権は既述の通り、米海軍の艦船、航空機から戦術核を撤去決定

それでも日本政府は「事前協議に関する安保条約の関連取り決めは、岸～ハーター交換公文」のみであるという立場を変えていない。

4. 2015「安全保障法制」と集団的自衛権について

2015, 9月の安全保障法制は「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が覆される明白な危険がある場合において、(存立基盤が脅かされるという、中略)必要最小限の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として許容される(2014, 7月第3次安倍内閣閣議決定)」という考えに基づく。他国が攻撃された時でも「存立基盤危機」を理由に我が国が実力行使できることをもって「集団的自衛権」と言っている。そして安倍元首相は、その著書で「日米同盟は血の同盟で我が国が攻撃を受けた時に、アメリカの若者がわが国防衛のために戦うのに我が国は米国のためには戦わないという片務性を改める」ため、「米国が日本の防衛のために戦うことを前提に」して、海外でも自衛隊が米軍の支援ができるよう法制を整備した。国会でもそのような発言をしていた。著者春名幹男はそのことが事実と反する(必ずしも米国が日本のために戦うことになってはいない)ことを証明した。

一方「知ってはいけない」の著者矢部宏治は日米安保条約の「集団的自衛権」の法律構造はまやかして、個別的自衛権の下で構築されているとする。米国が日本の内外で、軍事行動を起こすときは安保条約では「自国の憲法の規定と手続きに従って、共通の危険に対処する」となっている。NATOは多国間の集団的自衛権で「加盟国が攻撃を受けた時は全加盟国に対する攻撃と認識して、個別的または集団的自衛権を行使し、兵力の使用を含んだ必要な行動を直ちにとる」としている。春名、矢部両者で論理展開は異なるが両者の認識は異なっていないと思われる。

安保条約が個別的自衛権であり、その中の密約では自衛隊が米軍の指揮権(せめて海外派兵時に限定してもらいたい)が確保されているとすれば、米軍が個別的自衛権の一方、日本のみが「集団的自衛権」を整備していくということは米国の盾になるだけではないか？

5. 補足. 岸首相と藤山外務大臣 当時の外務省担当の異動・外交の中断

「知ってはいけない②p99~108」より

岸信介は戦前、商工省の局長から 39 歳で満州にわたり、3 年間辣腕を振るう。1939 年 10 月満州を離れるにあたり、後輩たちに「政治資金は、ろ過機を通ったきれいなものを受け取らなければならない。問題が起きた時はろ過機が事件となるので、政治家は関わりにならない」(『満州裏史』太田尚樹講談社) 満州でこうした处世術を身に着けた。

岸は A 級戦犯となるが、米ソ冷戦という状況の中で、巣鴨拘置所出獄後復活し、CIA からの資金援助などを受け、保守合同による自民党の創設を果たす。

1957 年 7 月藤山愛一郎は財界人から、友人岸首相の指名で外務大臣に入閣、岸はその前月訪米してダレス国務長官から、安保改定について基本的な了承を取り付けていたが、難題が予想される安保改定交渉を藤山に一任する。1 年 3 か月に及ぶ交渉を取り仕切り、1960 年に安保改定に絡む 3 つの密約(事前協議密約、基地権、および朝鮮戦争自由出撃密約)を結ぶ。1960 年 1 月の安保調印式は突如岸が「自分が行く」として調印、時の国務長官と首相の署名になった。写真報道は署名する岸と立ち会ったアイゼンハワー大統領のものが報道されている。

5 か月後それぞれの議会の承認後批准書の交換は '60 年 6 月 23 日午前 10 時 10 分にマッカーサー駐日大使と藤山外務大臣で行われ、そのあと閣議で外務大臣から安保発効を報告する。そして岸が辞任する段取りになっていた(藤山は新安保の立役者として、総理への階段を上るつもりでいた)が、岸はすでに辞任・閣議は散会されていた。さらに、改定交渉のために外務省アメリ局と条約局から集められた 6 人のスタッフは、いずれも海外勤務となり、当時次官だった山田久就は '61 年春駐ソ大使、東郷文彦課長は '61 秋カルカッタ総領事にと誰も居なくなった。こうして密約文書の運用は米国の独壇場となった。

6. 全体所感

1. 安保条約の運用で、米軍、米国政府が組織的に対応してきたのに、日本の外交は外務省の数人で秘密裏に進められてきたという。敗戦国日本はただでさえ不利な中で、政府は総力をあげて対応しないと、少数秘密主義では対米外交は負けてしまう。ちなみに新安保条約下で「安全保障協議会」が「日米合同委員会」の上部組織と位置付けられたが、閣僚が頻繁に交替する中で、さらに運用で後退させられてきたとのことである。(北富士・東富士山ろくの広大な米軍基地が新安保後日本の自衛隊基地として返還されたが、日米安全保障協議の中で、1 年 270 日以上米軍が使用できることとなったのは素人防衛長官の失言がきっかけであり、それはほんの 1 例であるとのこと)

ちなみに米軍は日本の航空法の適用除外(=米軍に対し、日本に制空権が無いということにならないか?)という特権に加え、自衛隊基地を自由に使えるという特権があるという。したがって沖縄普天間基地返還後の米軍の懸念はないとのことである。

2. 2009～2010 年の自民党から民主党政権への交代で、密約解明が一段と進められた。歴史の検証という点で、政権交代は必要である。

3. 安保条約とその展開、日本は対米外交も敗退し、米国の隷従状態になっている。しかし、朝鮮半島と台湾の存在で「永続敗戦論」の白井聡曰く、「民主主義ごっこが許された」。敗戦当時の東西ドイツ、朝鮮半島の南北分断の悲劇を味あわずに、生涯戦争も徴兵もなく平和に過ごせた幸運には感謝したい。未来の世代に私たちはどのような貢献ができるのだろうか？

4. 地政学的に見て、日本が米国の核の傘の下という幻想で、例えば北朝鮮のミサイル攻撃を回避できているかもしれない。米国ファーストのトランプ大統領のおかげで、日本は自立を考える契機を与えられた。

ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮の核開発と度重なるミサイル発射、台湾と中国の統一問題、中国の南沙諸島・尖閣諸島海域への進入などの情勢を踏まえ、日本が自立して独自に外交・防衛を考える時期に来ている。今までそうした思考が自分に無かった。平和ボケ・厭戦気分の私にとっては日本が今後どのように対米自立を目指していくのか？とても難問です。ちなみに2015年の安全保障法制時には国民的運動があったが、2022年末の岸田政権による安保関連3文書（自衛隊の敵地攻撃能力付与と防衛予算 GNP 比2%）閣議決定については予算問題以外に批判は少なかったことをどう考えるか？